

岐阜県介護人材育成事業者認定制度 取組宣言事業者の募集について

岐阜県では、人手不足が深刻化している介護人材の確保対策として、平成28年度から「岐阜県介護人材育成事業者認定制度(以下「認定制度」という。)を開始しました。

認定制度は、介護人材の育成及び職場環境の改善(以下「処遇改善」という。)について一定水準以上の取組みを行い、その運営及び事業活動が適正である介護事業者を県が認定することにより、介護人材の参入、育成及び定着の促進を図ることを目的としています。

認定を希望する場合、あらかじめ県へ認定制度に取り組むことについての宣言(以下「取組宣言」という。)を行っていただきます。

県では、処遇改善に取り組む介護事業者に向けた支援事業を実施していますが、支援事業の中には取組宣言を行った事業者(以下「取組宣言事業者」という。)のみが対象となるもの、取組宣言事業者が優先的に対象となるものがあります。

介護事業者におかれましては、処遇改善の取組みを進めることに合わせて、認定制度の認定取得に向け、本書により取組宣言の実施をお願いいたします。

1. 取組宣言受付	取組宣言は随時受付を行います。 注1)認定申請をするためには取組宣言が必要となりますので、申請前に取組宣言を行ってください。 注2)取組宣言の有効期間は2年間です。
2. 宣言できる事業者	次の1、2のいずれにも該当する事業者が取組宣言を行うことができます。 1. 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、岐阜県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者のうち、別表第1の認定対象サービスを運営する事業者(認定対象事業者) 2. 設置するすべての事業所又は施設の処遇改善について、積極的に取組む事業者
3. 提出書類	(1)岐阜県介護人材育成事業者認定制度 取組宣言書 (2)宣言関係書類① (3)宣言関係書類②又は「介護職員処遇改善計画書(事業所一覧)」写し
4. 提出先・問合せ先	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課(長寿社会推進係) 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8289(土日・祝日を除く9時から17時まで)

1. 認定制度の概要

(1) 認定対象

認定の対象は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、岐阜県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者のうち、別表第1の認定対象サービスを運営する事業が対象となります。介護事業者が認定対象となりますので、事業所名が対象ではないことをご承知ください。

(2) 認定の評価項目及び認定グレード

認定の評価項目及び確認基準は別表第2のとおりです。別表第2の評価項目に係る確認基準の達成状況に応じて、以下の3つのグレードで認定します。

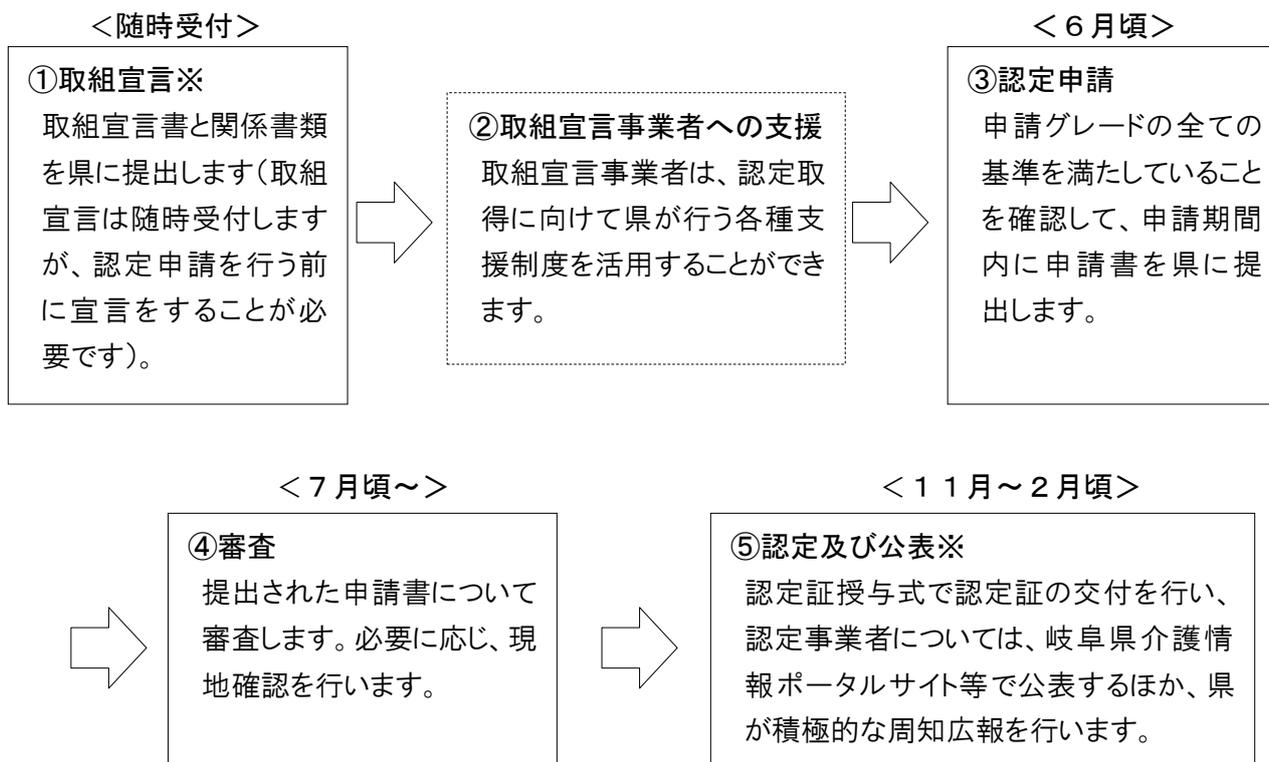
- ① グレード1(略称はG1とする。) 確認基準をすべて達成している事業者
- ② グレード2(略称はG2とする。) 達成状況が進んだ段階にある事業者
- ③ グレード3(略称はG3とする。) 達成状況が基本的な段階にある事業者

【認定グレードの趣旨と想定する具体的な認定事業者のすがた(イメージ)】

- ・介護人材が「働きたい職場」「働きやすい職場」を実現するための人材育成や、職場環境改善の取り組みは、給与や評価制度等の整備、職員の理解促進等を行いながら、段階的に取り組んでいくことが必要です。
- ・認定制度では取り組みの評価項目について達成状況を確認する基準を設定し、その達成状況に応じてグレード1から3までの認定を行います。
- ・達成状況に応じたグレードでの認定により、事業者にとっては現在の達成状況を客観的に知ることができ、次の段階に進むにはどのような取り組みを行っていったらよいかを確認する指針を得ることができます。

グレード3	グレード2	グレード1
人材育成や職場環境整備について、基本的な取り組みを行っている事業者	人材育成や職場環境整備について、充実した取り組みを行っている事業者	人材育成や職場環境整備について、県内介護業界をリードする質の高い取り組みを行っている事業者
<ul style="list-style-type: none"> ○理念等が明確で、職場の様子等を情報発信する、外からかたちの見える事業者 ○新人職員へも配慮した、職員の人材育成と評価に取り組む事業者 ○職員と情報共有し、職員のワークライフバランスに配慮にする事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会と交流し、職員の働く様子や具体的な処遇などを積極的に発信する事業者 ○仕事の役割や責任を明確にして適切な処遇・評価を行うとともに、キャリアを考慮した積極的な人材育成に取り組む事業者 ○職員とのコミュニケーションを大切にし、育児や介護との両立支援や福利厚生に積極的に取り組む事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○中長期的なビジョンを持ち、介護業界全体の発展に向けた取り組みや発信を行う事業者 ○人事考課制度を整備し、人事評価を職員の処遇に反映するとともに、キャリア段位制度により職員の能力開発に取り組む事業者 ○職員の意見を積極的に聞き、それを検討・反映するとともに、その結果を職員へ周知する仕組みができている事業者

2. 取組宣言から認定までの流れ



※取組宣言事業者及び認定事業者については、岐阜県介護情報ポータルサイトで公表します。
また、認定事業者は、県の就職フェアなど、各種機会でも県が積極的な広報を行います。

3. 取組宣言の実施方法

1. 取組宣言に必要な書類の準備

取組宣言に必要な書類は以下のとおりです。(各書類1部ずつ)

- (1)岐阜県介護人材育成事業者認定制度取組宣言書(様式第1号)
- (2)宣言関係書類①
- (3)宣言関係書類②又は「介護職員処遇改善計画書事業所一覧」の写し

様式のダウンロード

取組宣言書、宣言関係書類①、②は、下記アドレス(高齢福祉課HP)からダウンロードできます。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/nintei.html>

注意事項

①取組宣言ができる事業者

取組宣言を行うことができるのは、以下の両方に該当する事業者です。

- ・認定対象事業者
- ・設置するすべての事業所又は施設の処遇改善について積極的に取組む事業者

②取組宣言の有効期間

取組宣言の有効期間は、取組宣言日から2年間です。

③平成28年度に取組宣言書を提出した事業者の宣言有効期間について

平成28年度に取組宣言を行った事業者の宣言有効期間は平成30年3月31日までです。平成30年度又は31年度に認定申請を行いたいときは、改めて取組宣言が必要となりますので、ご注意ください。

2. 取組宣言関係書類の提出

県高齢福祉課へ、郵送又は持参により提出してください。

<提出先>

住 所	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
宛 先	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係 ※封筒の表に「取組宣言書類在中」と表記してください。
電話番号	058-272-8289(土日・祝日を除く9時から17時まで)

※取組宣言関係書類の提出時期について

取組宣言は、随時受付を行います。

なお、認定申請の際には取組宣言を行っておく必要があります。

また、認定制度に関する県の支援事業には、「取組宣言事業者のみが対象の事業」や「取組宣言事業者を優先する事業」があります。以下のとおり優先受付期間を設けていますので、支援事業の活用をお考えの場合は、参考にしてください。

【認定制度支援制度に係る優先受付期間】

平成30年4月20日(金)17:00まで

※上記の期限までに取組宣言関係書類の提出があった事業者のうち、希望する事業者については、下記の支援事業について優先的に対象とします。

- コンサルタント派遣事業
- 認定事業者取組発表会
- 福祉サービス第三者評価受審費用助成事業
- 介護キャリア段位普及促進事業
- プリセプター制度等導入支援事業

→各支援事業の詳細については、後述の「5. 認定制度における各種支援制度」(7~8ページ)をご覧ください。

4. 取組宣言書類の記入方法

※記載例を参照してください。

(1)岐阜県介護人材育成事業者認定制度取組宣言書(様式第1号)

取組宣言書は、事業者が認定取得に取組むことを知事に対し宣言する書類です。

1 取組宣言日

取組宣言日を記入してください。

2 有効期限

取組宣言日の2年後の日付を記入してください。

(例:取組宣言日が平成 29 年 3 月 20 日の場合、有効期限の日付は平成 31 年 3 月 20 日)

3 法人名及び代表者氏名

法人名及び法人の代表者の役職、氏名を記入し、法人の代表者の職印を押印してください。
事業所名は記入しないでください。

4 職員の過半数を代表する者の職名及び氏名

認定取得に取組むことを職員全員に周知した証明として、職員の過半数を代表する者の職名及び氏名を記入し、職員を代表する者の個人印を押印してください。

(2)宣言関係書類①の記入

宣言関係書類①は、事業者の基本情報及び担当者などを記入する書類です。

基本情報(1～4項目)を取組宣言事業者情報として岐阜県介護情報ポータルサイト上で公表させていただく予定ですので、記入内容に間違いがないよう注意してください。

1 取組グレード

取組宣言有効期間内(2年間)に、認定取得を目指すグレードを記入してください。

2 法人名

法人名を記入してください。ふりがなも記入してください。

3 代表者氏名

法人の代表者の役職及び氏名を記入してください。ふりがなも記入してください。

4 法人本部の所在地

法人本部の所在地、電話番号及びFAX番号を記入してください。

5 認定取組担当者

認定制度取組の主担当となる方の所属名、役職、氏名、ふりがな、連絡先を記入してください。取組宣言書提出後は、記入いただいた担当者の方を窓口として県から連絡をします。メールでの連絡が主となりますので、メールアドレスは記入間違いが無いよう注意してください。

6 従業員数

「①全従業員数」は、職種や役職等に関係なく、事業者(法人)が実施するすべての事業に従事する者の在籍者数(ただし、派遣労働者、委託業務従事者は含みません)を記入してください。

「②認定対象サービスの従業員数」は、職種や役職等に関係なく、認定対象サービス(別表第1)に従事する者の在籍者数(ただし、派遣労働者、委託業務従事者は含みません)を記入してください。

「③認定対象サービスの正規職員数」は、上記「②認定対象サービスの従業員数」のうち、労働時間に関係なく、雇用期間の定めのない者の総数を記入してください。

7 職員への周知状況

認定取得の取組宣言を行うためには、代表者だけの意志ではなく、職員との合意形成が必要です。全職員の方々へ取組宣言することを周知した確認と周知方法を記入してください。

8 希望する支援制度

認定基準を満たすために県が行う支援制度のうち、取組宣言後に希望する支援制度を選択してください(各支援事業の詳細については、後述の「5. 認定制度における各種支援制度(7ページ)」をご覧ください)。支援の希望状況を把握するための記入ですので、支援を確約するものではありません。

9 認定申請予定時期

認定申請の予定時期を記入してください。

(3) 宣言関係書類②の記入

宣言関係書類②は、事業者が運営する認定対象サービスの事業所・施設を記入する書類です。事業者が運営する全ての認定対象サービスの事業所・施設名、サービス種別及び介護保険事業所番号を記入してください。

※「介護職員処遇改善計画書(事業所一覧)」の写しを提出する場合は、宣言関係書類②は提出不要です。

※サービス種別は下記から該当する給付サービスを記入してください。

介護給付サービス	予防給付サービス
訪問介護	-
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	-
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護(老健)	介護予防短期入所療養介護(老健)
短期入所療養介護(病院等(老健以外))	介護予防短期入所療養介護(病院等(老健以外))
夜間対応型訪問介護	介護予防認知症対応型通所介護
認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	
特定施設入居者生活介護	地域支援事業
地域密着型特定施設入居者生活介護	第一号訪問事業
認知症対応型共同生活介護	第一号通所事業
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	
介護療養型医療施設	
地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型通所介護	

5. 認定制度における各種支援制度

県では、認定制度に取り組む意欲を持ちながらも、財政的に取組みが困難な事業者や、取組方法がわからない事業者を支援するため、以下の支援制度を設けています。

(1) コンサルタント派遣事業(岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施事業)

社会保険労務士等をコンサルタントとして派遣し、職員が働きやすい職場環境整備のためのコンサルティングを実施します。 **取組宣言事業者のみ利用可**

※平成 30 年4月20 日までに取組宣言を行った事業者を優先して対象とします。

コンサルタント派遣事業は、認定制度に関する支援制度の中心となる事業です。県が委託したコンサルタントが直接事業所を訪問し、人事評価や給与体系の整備等に向けたアドバイス、支援を行います。

職員のキャリアパス整備に向けた人事評価制度や給与制度の整備をお考えの事業者は、是非ご活用ください。

[支援制度を活用した事業者の声]

- ・コンサル派遣は、各種制度を整備するために個別対応いただけで、より効果的だった。
- ・専門的アドバイスをいただけで、評価項目達成に向けた整備ができた。
- ・これから認定制度に取り組む事業所は、コンサルタント派遣を受けると効果的だと思う。

(2) 認定制度説明会(岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施事業)

認定取得の取組みをこれから始める事業者に対し、認定制度普及のための制度説明会及び個別相談会を開催します。

(3) 認定事業者取組発表会(岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施事業)

認定事業者の先進的な取組みに関する発表会を開催します。 **取組宣言事業者を優先**

※平成 30 年4月20 日までに取組宣言を行った事業者を優先して対象とします。

認定事業者取組発表会は、平成 29 年度から実施しています。

実際に認定を受けた事業者から取組事例を聞ける貴重な機会となりますので、積極的にご参加ください。

(4) 福祉サービス第三者評価の受審費用の支援 **取組宣言事業者のみ利用可**

取組宣言事業者に対して「福祉サービス第三者評価」を受審するための費用を助成します。

※認知症対応型共同生活介護は第三者評価の受審が設置基準に定められているため対象外。

※平成 30 年4月20 日までに取組宣言を行った事業者を優先して対象とします。

福祉サービス第三者評価の受審費用について、最大 10 万円までの助成を行います。これまで平成 25～27 年度までの介護サービス事業所の受審件数は3件でしたが、平成 28 年度、29 年度の支援事業には、これまでの総受審件数のそれぞれ約3倍の件数の申込みをいただきました。

第三者評価受審はグレード1 認定の要件となっておりますので、是非ご活用ください。

(5) 介護キャリア段位普及促進事業 **取組宣言事業者を優先**

・介護キャリア段位制度の概要、導入の必要性やメリットに関するセミナーを開催します。

・アセッサーによる評価を円滑に実施できるようにするための実践的なセミナーを開催します。

・アセッサー講習受講費用の一部を助成します。

※平成 30 年4月20 日までに取組宣言を行った事業者を優先して対象とします。

キャリア段位制度への取組みは、認定制度において重要な要件となってきます。平成 28 年度に開始した当支援制度は、非常に多くの事業者の方にご活用いただき、岐阜県内では平成 29 年度までに 661 名のアセッサーが誕生しました。

キャリア段位制度やレベル認定に取り組む契機として、積極的にご活用ください。

(6)プリセプター制度等導入支援事業 **取組宣言事業者を優先**

・プリセプター制度等の概要、導入の必要性やメリット、制度構築の具体的な手法等について説明するセミナーを開催します。

・プリセプター制度等における新人職員担当者向けの育成研修を開催します。

※平成 30 年4月20 日までに取組宣言を行った事業者を優先して対象とします。

離職率が高くなっている新人職員への支援策として、プリセプター制度等の導入に向けた支援を行う事業です。プリセプター制度等の導入に向けたセミナーのほか、現場で実際に新人職員の指導を行う担当者向けの研修も行いますので、是非ご活用ください。

(7)介護人材キャリアパス支援事業

・介護事業者が行う職位・階層に応じた知識や技術の習得のための費用を助成します。

・介護職員が受講する職場外研修の受講料を助成します。

(8)介護職員研修受講支援事業費補助金

介護職員の資格取得等のため、現任職員が研修を受講するために必要な代替職員の確保に係る経費を助成します。

(9)介護職員初任者研修支援事業

介護職員初任者研修の受講に必要な経費の一部を助成します。

その他県の助成等制度

(10)介護職員復職支援・定着促進事業

産休・育休取得後の復帰のために生じた介護職員の離職要因の解消を図るため、介護事業者が産休・育休取得職員が復帰後も、代替職員の雇用を継続する場合に経費の一部を助成します。

(11)中高年齢者の新規参入促進対策事業

高齢者向けの社会参加活動(ボランティア)を行っている中高年齢者や高齢者の方々のうち、就労意向のある方を対象に、介護人材として従事する際に必要となる基礎的な知識・技術を学ぶための入門的な研修や職場体験を実施し、介護人材の確保につなげます。

6. 取組宣言後について

提出された取組宣言書類に不備等があった場合は、県から確認の連絡をすることがあります。

取組宣言受理後、「宣言関係書類①」に記入いただいた基本情報(1～4項目)を取組宣言事業者情報として岐阜県介護情報ポータルサイト上で公表させていただきます。

平成30年度認定申請については、平成30年5月30日(水)に申請説明会の開催を予定しています。開催については取組宣言いただいた事業者あてに連絡するとともに、県高齢福祉課ホームページでもお知らせします。

1. 申請説明会	【予定】平成30年5月30日(水) シンクタンク庁舎 5階大会議室(岐阜市藪田南 5-14-12)
2. 認定申請受付時期	平成30年6月予定 ※ 認定申請の締め切りは、別途県 HP にてお知らせします。
3. 認定公表時期	平成30年11月～平成31年2月 予定 ※ 認定公表時期が決まり次第、県 HP にてお知らせします。

7. 認定事業者のメリットについて

県では、認定事業者に対して、様々な支援を行っていきます。平成30年度は以下の内容で認定事業者を支援します。今後も認定事業者に対する支援を充実させていきます。

認定事業者が、上位グレードを目指して、さらに取組みを進めることができるよう支援を行います！

- ☆ 認定事業者は、県による各種セミナー等を優先受講することができます
- ☆ 認定事業者は、研修費用助成制度の優先採択を受けることができます
- ☆ 認定事業者は、認定事業者の先進事例が学べる取組発表会に優先的に出席できます

介護人材確保を支援するために、求職者や学生等に認定事業者を広く周知していきます！

- ☆ 岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふ kaiGO!」で、認定事業者の事業者情報、人材育成等への取組み状況、採用情報等を詳しく紹介します
- ☆ 認定事業者を紹介する小冊子等を作成し、就職フェアなど各種イベントやハローワーク窓口で積極的にPRします
- ☆ 認定事業者を示す認定マーク、表示板等を作成し、認定事業者へ配布します
- ☆ 認定証授与式を開催し、認定を受けたことをPRします
- ☆ ハローワークと連携し、認定事業者であることを求人票に表記できます。